平成２６年（フ）第２４４号
奈良県橿原市曽我町920番地の37
債務者　杉本　　潤
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第３２９号
高知市薊野西町１丁目５番35号
債務者　川田　順子
1　決定年月日時　平成26年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３４５号
高知県南国市駅前町３丁目２番５号　フルハウス102号
債務者　岩村　幸子
1　決定年月日時　平成26年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３４９号
高知市神田23番地１　船岡団地Ｒ９―103号
債務者　橋本　由衣
1　決定年月日時　平成26年11月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３１号
岩手県下閉伊郡普代村第21地割字堀内17番地、前住所千葉県銚子市犬吠埼9585番地　白樺荘３号
債務者　西　　孝志
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前11時45分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第９２号
栃木県佐野市赤見町3055番地５
債務者　鶴岡　政彦
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第４７５０号
大阪府寝屋川市池田１丁目21番15号
債務者　吉岡　美恵（旧姓山口・和田）
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７７９号
大阪府豊中市大黒町１丁目５番７号
債務者　城下　高志
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１号
熊本県球磨郡球磨村大字大瀬2543番地
債務者　中村　貴利
1　決定年月日時　平成26年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１３号
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2064番地
破産者　北田　幸雄
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
仙台市泉区松陵２丁目32番地の１、開始決定時の住所仙台市青葉区川内三十人町53番地の57
破産者　小室　正一
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２５０号
埼玉県川口市大字安行北谷623番地　エヴァーグリーンレジデンス２番館103号室、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市柳根町23番７号　磯崎方
破産者　河上　　泰
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３１号
長野市川中島町御厨1942番地20
破産者　清水　俊彦
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４９号
岐阜県高山市名田町１丁目19番地
破産者　峠　　範彦
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第７７号
岐阜県高山市八幡町52番地
破産者　玉腰　洋祐
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第８４３号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目３番32―405号
破産者　東和住建こと　東正　修和
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部